京都大学教育研究振興財団助成事業

成果報告書

平成21年1月15日

財団法人京都大学教育研究振興財団

会長辻井昭雄様

所属部局		人文科学研究所			
職	名	教授			
氏	名	冨 谷	至		

事業区分	平成20年度・シンポジウム等開催助成				
事業内容	国際シンポジウム「東アジアにおける礼と正義」				
開催期間	平成20年8月31日 ~ 平成20年9月2日				
開催場所	オランダ、ライデン大学 漢学研究所 (Sinolgishch Instituut, Leiden University)				
成果の概要	タイトルは「成果の概要/報告者名」として、A4版2000字程度・和文で作成し、添付し て下さい。 「成果の概要」以外に添付する資料 無 有()				
	事業に要した経費総額	5,330,000 円			
	うち当財団からの助成額	1,500,000 円			
		日本学術振興会(科学研究費 基盤研究S)、ライデン大学フ ルスウェー基金			
	経費の内訴	と 助 成 金 の 使 途 に つ い て			
	費日日	金額(円)財団助成充当額(円)			
	旅費・滞在費(発表者、コメンテーター	3,640,000 1,110,000			
会計報告	印刷費	60,000 60,000			
	報告集印刷費	400,000			
	翻訳費	800,000 120,000			
		240,000 120,000			
	文具(ファイル、CDROM等)	90,000 90,000			
	通信費	100,000			
	 合 計	5,330,000 1,500,000			

成果の概要

シンポジウム「東アジアにおける儀礼・正義・芸術」報告

冨谷 至

2008 年 8 月 31 日から 9 月 3 日にかけて、オランダライデン大学漢学研究所との共 催で、「東アジアにおける儀礼、正義、芸術」というテーマで、シンポジウムを開催 した。

東アジア世界においては、礼的秩序(儀礼)と法的秩序(刑罰)が、社会制度のあらゆ る面で複雑に絡み合い、ある場合には補完的に、ある場合には対峙して中国史の全時 代、東アジアの諸国に及び、それが今日まで中国、韓国、日本の社会秩序、法環境を 形成している。

かかる礼的秩序と法的秩序の二つの秩序から構成されている東アジアの政治、社会、 制度・思想を総合的に研究し、十全な「歴史認識」を得るために、2006年から5年の 計画で日本学術振興会基盤研究(S)の研究助成を得て、国際共同研究を進めており、 共同研究の一環として、各年の成果を発表し、かつ外部評価を得てさらに向上させる 目的で、我々は毎年海外(アジアと欧米を交互に)で研究集会を開くことにし、2007 年度は韓国東国大学で「東アジアの儀礼と刑罰」と題して最初のシンポジウムを行っ た。今回のライデンでのシンポジウムは、その第二回目に他ならない。

海外での開催場所は、本研究の海外共同研究者が所属し、かつ京都大学人文科学研 究所と部局学術交流協定を結んでいる機関(東国大学校文化学術院、ライデン大漢学 研究所)から始め、京都大学人文科学研究所との共催の形態をとり、シンポジウムの 総括責任者は、基盤研究(S)の代表者・冨谷至(人文科学研究所教授)である。

本シンポジウムの目的は、「東アジアにおける儀礼と刑罰 礼的秩序と法的秩序 の総合研究」の研究成果の公開であるが、とくに外国(今回はヨーロッパで開催)で おこなう意義は、異なる文化土壌に立つ世界の参加者の意見を聞き、討論することで、 より客観的視座が期待できることである。

また非東洋世界にあっては、礼、儀礼、法と礼に関する理解が必ずしも十全に得ら れてはおらず、そこから誤解・摩擦が生じることも少なくない。「東アジアにおける 礼と正義」と題するライデンでのシンポジウムで、かかる国際間の文化摩擦が那辺に あるのかを考え、国際社会が当面する課題に取り組みたいと考えたからでもある。と くに、報告者が日本、韓国、中国、スウェーデン、オランダ、イギリスの研究者でも って構成され、また研究領域も歴史学、哲学、宗教学、民族学、社会学と多岐に及ぶ ことは、これまでとは異なる成果も期待できたからでもある。

本シンポジウムは、実は今ひとつ別の期待を担っている。それは東洋学の国際化、 つまりアジアの東洋学から世界の Oriental Studies を確立することである。そのため には、諸外国、特に欧米において、共同研究の成果を報告するとともに、外国の若い 研究者、大学院生に参加を呼びかけ、かつ広く育成していかねばならない。今回のラ イデン大学漢学研究所のシンポジウムでは、ライデン大の研究者にもコメンテーター となってもらうと共に、日本とりわけ京都大学の東洋学を喧伝することも視野に入れ たわけである。

本シンポジウムは、8月31日から9月3日にいたる4日間(発表は、9月1日から 2日まで、31日は打ち合わせ、9月3日は、総括と次回2009年度のシンポジウムに関 する相談にあてた)にわたって行われ、ライデン大の学生もふくめて40名近い参加者 を得た。

発表者と発表内容は以下の通りである。なお、発表、質疑応答はすべて英語でおこ なった。

(9月1日)

Akihiko Akamatsu

The Ritual Order and the Legal Order in India

Itaru Tomiya

Why Does Bribery Constitute a Crime?-Ritual, Justice and the Crime of Bribery in China

Ivo Smits

Travels into Simulacra. Gardens, Paintings and Poetry in Traditional Japan Chair & commentator: Oliver Moore

Takao Ito

Rei (禮 li) and ho (法 fa) from Japanese perspective

Paramita Paul

Buddhist Law and the Lawless: Chan Art and Ritual in the Song Dynasty

Chair & commentator: Barend ter Haar

Bengt Petterssen

Chapter five of the Houhanshu: The chronicle of emperor An

Barend ter Haar

Towards Retrieving Early Oral Traditions: Some Ruminations on Orality and Textuality in Early Chinese Culture

Chair & commentator: Itaru Tomiya

(9月2日)

Takeshi Yagi

Ritual Armament and the Kingship of King Yeongjo: A Supplementary Note on the Military Heavy Flogging of the Late Joseon Period

Byung-Jun Cheong

The Court Flogging of the Sui-Tang Period and Debates on the Principle that "Officials Are Not Subject to [Physical] Punishment"

Tatsuro Sato

Government Officials 'Rules of Conduct of the Han-Six Dynasties Period-Focusing on Officials' Admonitions

Co-chairs & commentators: Remco Breuker and Kim Byung-Joon

Beong-Duk Lim

A Study for Shi Wu (士伍) and Shu Ren (庶民) of Qin and Han Dynasties

Annika Pissin

Crimes, Retribution and Filial Piety. Justice and Children in Medieval China

Commentator: Kim Byung-Joon and Hakan Wahiquist

Hakan Wahiquist

Rituals of Accusation and Assault

Oliver Moore

The Flow of Time in Tang Historical Records

Chair & commentator: Christian Wittern

内容は多岐にわたり、詳しくは添付の各論文および出版予定の報告集に委ねるが、今回の基本とする課題は、法が取り扱う義(正義、時宜)と儀礼(形式、儀式)の相関であった。つまり東洋的な義 それは西洋の正義観念とはことなる とはなにか、法律はその義を貫徹するために立法化されるとするならば、法の性格はどういったものとなるのか、また法に規定された礼制度(儀礼)が義とどのような関係を保っているのかということを、中国、朝鮮そしてインド、ネパールの歴史、思想等を研究する立場から、発表しまた議論したのである。

さらに今回は今ひとつのテーマを掲げた。それは「芸術」である。「正義」という 抽象概念が形となって表れたもの、それが「儀礼」にほかならないが、そこには、ど のように表現するのか、表現の様態というものがある、儀礼としての表現を効果的な ものにする、それは書画、彫刻、写真、さらには演劇などの芸術の役割である。かか る観点にたって、本シンポジウムでは「芸術」を取り上げた。極めて現実・論理的領 域に属する法、正義と、情感の具現とも言える芸術、一見関係のない両者を関連づけ て考察の対象としたことは、おそらくこれまでなかった試みであり、今回の新たな視 点であった。それは、まだ試行的ではあるが、今後もより一層展開していきたい。

「儀礼と刑罰」の研究内容とは別に、今回得られたシンポジウム自体の成果として書 かねばならなことは、以下のことであろう。

(1) オランダ、日本、韓国、スウェーデン、イギリス、からの報告者をえて(中国 からは残念ながらビザ手続の都合で参加できなかったが参加者にはライデン大留学の 中国人若手研究者もいた)、名実共に国際学会を挙行できたこと。

成る程、国際歴史学会的な国際学会は存在しているが、それらはあるテーマの元に 発表者を広く募っておこなううものである。今回の会は、共同研究を数年にわたって 行ってきた共同研究者がその研究の成果の一端を報告するという性格を持つ国際会議 であり、東洋学におおいては、東アジア諸国つまり中国と日本、韓国と日本、または 中国・韓国・日本の3国間での国際セミナーはしばしば行われてはいるが、ヨーロッ パとアジアの研究者からなる国際セミナーは極めてまれであり、そこに意義があった と自負している。今後の参考にしていただければと思う。

(2) 日本(京都大学)が主催としてヨーロッパで開いたセミナーは誠に少なく、その 意味で京都大学の喧伝になった。

近年、京都大学が主催して外国でシンポジウムをおこなうことは、京都大学国際交 流課が積極的に進めている。今回は、ライデン大学との共催という形を希望したこと、 また資金の面でも、科学研究費、ライデン大フルスウェー基金、そして京都大学学術 振興財団の複数の組織からの援助をえたことから京都大学の単独主催の形をとれなか ったが、いずれにしろ京都大学の国際化に寄与できたのではないかと考えている。

(3) 上記のことと関連するが、我が国の東洋学ないし中国学(Sinology)は、長い伝統 と高い水準をもつ。とりわけ、京都大学の東洋学は中国の一線の研究者も人文科学研 究所にきて研究することが象徴するように、世界的なレベルにあるといってもよい。 しかしながら、欧米において、広く認知されているかといえば、必ずしもそうではな い。とくに若手研究者には、日本の京都大学の東洋学の学風と研究成果を深く理解し てもらう必要がある。これは1回のシンポジウムでは達成できるものではないが、本 シンポジウムをその一歩と位置づけたい。

(4)法と礼の観念は、東洋と西洋においてその理解と価値付けに少なからず差がある。 それは歴史上の解釈だけではなく、現代の法環境、法認識、礼制度において然りであ る。このことは、たとえば死刑制度の存廃をめぐって、東洋社会と西洋社会に差違が あることが端的に示している、そこから文化摩擦が生じてくる。この問題は我々の共 同研究がかつてテーマとし、また今回も引き続き課題としている「東アジアの死刑」 で明らかにしてきた。オランダで開催された今回のシンポジウムは、同じくこの礼と 法の東西の認識の差等をともに理解し、考究せんとする試みであったが、ライデン大 の若手研究者の参加えたことで、さらに一歩進んだのではないかと考えている。

(4) ライデン大の若手研究者に関していえば、今回、日本の中国学の伝統的実証主義 の学風に接したこと、それによって今後の京都大との学術交流を強く意識するように なったことである。事実、セミナーの終了後、2009年度日本学術振興会外国人特別研 究員に応募し、京都大学での研究を希望する PD が3名いたのである。

以上のような成果が挙げられるが、もとより問題、今後検討していかねばならない 課題もすくなくない。

第一に挙げねばならないことは、研究方法、問題意識、さらに突き詰めて言えば、研究 成果の評価も問題である。

今回明らかになったことであるが、欧米と日本・韓国とのあいだには、研究の重点の置 き方に差がある。日本の中国学は、従来から文献の厳密な解読に基づく実証的研究方法が 主であり、そういった研究を高く評価してきた。韓国の中国研究は日本の影響をうけてき たので、日本と同じではあるが、文献解読の厳格さに関しては、日本の方がより強い。対 して欧米の研究は理論を重視する。明確な理論、独創的理論がない研究は、研究とは言え ないとの極論もある。国際的なこのようなセミナーにおいては、コメンテーターの論評も、 研究方法の差に左右され、それは発表そのものの評価にもつながる。理論と実証、もとよ り両者が備わることを目指さねばならないのであるが、そのためには、このような国際シ ンポジウムを重ねていくことで解決していかねばならない。

本シンポジウムの最終日の総括討論では、次回 2009 年度は、中国厦門において、京都大 学と厦門大学の共催で11月に開催することを決定し、2010 年度は、スウェーデンストッ クホルムでの開催を予定することを話し合った。また。本シンポジウムの正式報告書は、 2008 年 3 月に刊行予定で、目下その編集を進めている。